

# +手続きの際はマイナンバーが必要です。

お知らせ

平成28年より障がい福祉関係の手続きには原則「番号確認」と「身元確認」が必要です。

## ○個人番号カード（写真つき）を持っている場合

番号確認と身元確認がカード1枚で可能です。

## ○個人番号カードを持っていない場合

通知カード+身元確認ができる書類

### 1点の提示で身元確認できるもの※

- 運転免許証
- パスポート
- 住民基本台帳カード
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- 特別永住者証明書

### 2点の提示で身元確認できるもの

- 健康保険被保険者証
- 年金手帳
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書
- 介護保険被保険者証

## ○代理人が本人に代わって窓口で申請等をする場合

### ●委任の確認書類

#### ・法定代理人の場合

- 戸籍謄本

#### ・任意代理人の場合

- 委任状

### 左記が困難である場合

官公署又は個人番号利用事務等実施者から本人に対し一に限り発行・発給された書類※<sup>1</sup>

注) 本人のものを以下のうちから1点

- 個人番号カード
- 運転免許証
- 健康保険被保険者証
- 介護保険被保険者証
- 障害者手帳[身体・療育・精神]
- 医療受給者証
- 福祉サービス受給者証

### ●代理人の身元確認

### 1点の提示で身元確認できるもの※

- 個人番号カード
- 運転免許証
- パスポート
- 住民基本台帳カード
- 身体障害者手帳
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 居宅介護支援専門員証

### 2点の提示で身元確認できるもの

- 健康保険被保険者証
- 年金手帳
- 児童扶養手当証書
- 特別児童扶養手当証書

### ●本人のマイナンバーが確認できる書類（以下のうち何れか1点）

- 個人番号カード又はその写し
- 通知カード又はその写し
- 住民票の写し又はその写し（個人番号が記載されたもの）
- 住民票記載事項証明書又はその写し（個人番号が記載されたもの）

※1点の提示で身元確認できるもの：官公署から発行・発給された書類その他これに類する書類で、写真表示が有り、氏名・生年月日・住所が記載されているもの。

○郵送で申請をする場合（施設等に入居・入所している方）

①マイナンバーが確認できる書類

個人番号カードの写し

通知カードの写し

住民票の写し又はその写し（個人番号が記載されたもの）

住民票記載事項証明書又はその写し（個人番号が記載されたもの）

※上記のうち何れか一点が必要です。

②本人の身元確認のための書類の写し

※施設等に入居・入所しておりマイナンバーの確認が難しい場合は下記問合せ先までご相談ください。

※マイナンバーのご記入がある場合には課税・非課税証明書の添付が省略できます。

障がい福祉サービス・児童通所サービスの更新では以下の方のマイナンバーが必要です。

○18歳以上の方：本人と配偶者のマイナンバー

○18歳未満の方：保護者と対象児童のマイナンバー

問合せ先

〒311-3495

小美玉市上玉里1122

玉里総合支所 社会福祉課

障がい福祉係・相談支援係

TEL：0299-48-1111

内線 3122・3123